通知書の見方（普通徴収の場合）

ふるさと納税の寄附金額172,000円のケース

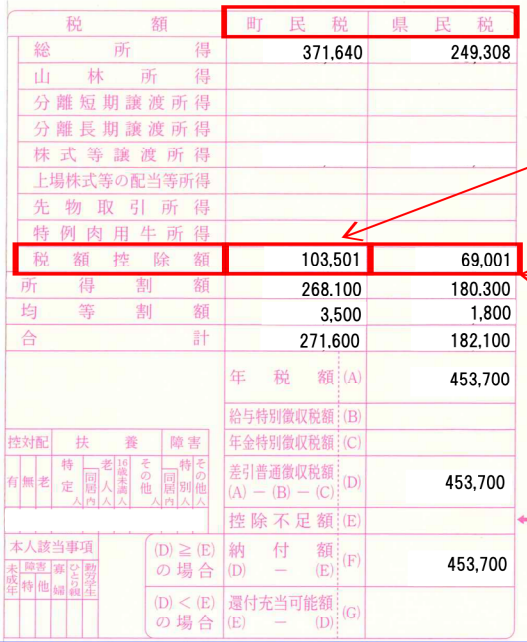

税額	町民税	県民税
総所得	371,640	249,308
山林所得		
分離短期譲渡所得		
分離長期譲渡所得		
株式等譲渡所得		
上場株式等の配当等所得		
先物取引所得		
特例肉用牛所得		
税額控除額	103,501	69,001
所得割額	268,100	180,300
均等割額	3,500	1,800
合計	271,600	182,100
年税額 (A)		453,700
給与特別徴収税額 (B)		
年金特別徴収税額 (C)		
差引普通徴収税額 (A)－(B)－(C) (D)		453,700
控除不足額 (E)		
納付額 (D)－(E) (F)		453,700
還付充当可能額 (E)－(D) (G)		

町民税分の税額控除　１０３，５０１円

【内訳】
- 調整控除　１，５００円
- 寄附金税額控除
  （ふるさと納税分）　１０２，００１円

県民税分の税額控除　６９，００１円

【内訳】
- 調整控除　１，０００円
- 寄附金税額控除
  （ふるさと納税分）　６８，００１円

＜注意点＞

- ふるさと納税額が自己負担額の2,000円を超えた場合、その超えた金額に定められた計算をし、その控除額の2/5を県民税、3/5を町民税の所得割額からそれぞれ控除します。
- 上記のとおり、税額控除額欄には寄附金税額控除以外の税額控除（調整控除や住宅借入金等特別控除）も含んで表記されています。
  寄附金税額控除以外の税額控除については、通知書の裏面をご確認いただくか、寒川町役場税務収納課までお問合せください。
  （一般的には、調整控除が適用されています。）
- 上記のとおり、町民税と県民税で税額控除額の欄が分かれています。
  ふるさと納税分が町民税・県民税に正しく反映されているかを確認する場合は、上図の町民税・県民税の税額控除額欄をご確認ください。
  次の式が成り立てば、正しく反映されていることになります。（ただし、寄附金額が限度額以内である場合に限る）

（ふるさと納税寄附金額-2,000円）＝町民税・県民税の税額控除額の合計　－　調整控除など他の税額控除額の町民税・県民税の合計

【上記事例】
172,000円-2,000円＝（103,501円+69,001円）-（1,500円+1,000円）
170,000円≒170,002円
よって、正しく反映されている。（税額控除の計算過程で１円未満を切上げるため、１円単位の差異が生じる場合があります。）